

会 議 録

会議の名称	平成18年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成18年7月27日（木） 午後6時～7時40分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー、図書館、議会図書室に備え付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成18年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成18年7月27日(木)午後6時～7時40分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①市内の井戸の所有者名簿 ②精神障害者デイケア事業関係

(3) 諮問事項

諮問第6号 道路交通法改正による原動機付自転車に係る使用者情報の外部提供について

諮問第7号 武蔵小金井駅南口再開発事業に係る課税台帳の外部提供について

諮問第8号 井戸水調査共同事業に係る小金井市環境市民会議との業務提携について

諮問第9号 小金井市東児童館業務委託について

(4) その他

ア 前回質問の「不法滞在の外国人登録申請と入管への通報義務との関係」について

イ 本審議会会議録の市ホームページへの掲載について

ウ 小金井市情報公開条例施行規則及び個人情報保護条例施行規則の一部改正について

エ 小金井市情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

オ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	本 荘 卓	峯 村 雄 二
村 岡 輝 一	望 月 皓	森 田 健
鴨 下 敏 明		

【市 側】

稲葉市長

松永総務部長

<環境政策課>

深澤環境政策課長

鉄谷環境政策課環境係長

大久保環境政策課副主査

<健康課>

田中健康課長補佐

澤島健康課精神保健係主事

<市民税課>

加藤市民税課長補佐

信岡市民税課諸税係主事

<資産税課>

小沼資産税課長

矢口資産税課家屋係長

鉄谷資産税課主査

<再開発課>

大久保再開発課主査

井上再開発課再開発係主事

<児童青少年課>

小野内児童青少年課長

門田児童青少年課児童青少年係長

斉藤児童青少年課児童青少年係主事

<総務課>

河内総務課長

河野総務課長補佐

稲村総務課情報公開係長

山崎総務課情報公開係主任

【会 長】

ただいまから平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず初めに平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既にお手元に届いていると思いますが、訂正等がありましたら、お受けいたします。

(訂正等なし)

訂正等がないようですので、会議録を承認いたします。

それでは、本日の報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により「小金井市個人情報保有等届出状況」を報告します。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始に関するものの4件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「道路交通法改正による原動機付自転車に係る使用者情報の外部提供について」、「武蔵小金井駅南口再開発事業に係る課税台帳の外部提供について」、同条例第27条に基づく「井戸水調査共同事業に係る小金井市環境市民会議との業務提携について」、「小金井市東児童館の業務委託について」の合計4件となっております。細部につきましては、事務局に説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、報告事項の審議に入ります。審議に入る前に事務局から説明を受けたいと思います。まず個人情報保有等届出状況報告書について事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受け、その後、諮問事項についての審議に入りたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況報告書について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。届出報告書を御覧ください。今回の届出は、開始が4件で、廃止と変更はございません。1ページをお開きください。部課別明細が記載されております。開始の届出は、環境政策課1件、健康課

3件となっております。2ページはその一覧ですが、一番上の届出番号39-79の環境政策課の届出につきましては、諮問と関連していますので、諮問の御説明をする時に同時にさせていただきますので、3ページの2番目の届出番号41-499から御説明いたします。この届出番号41-499から次のページ届出番号41-501までは精神障害者デイケア事業の業務関連ですので、一括して御説明いたします。業務の担当は健康課となっております。この精神障害者デイケア事業については5、6ページに実施要綱（案）、7、8ページにパンフレットを添付してありますので、御覧ください。基本的にはこの要綱（案）の第1条にありますように、この事業は、在宅の精神障害者に対して、グループワークにより、対人関係や自己表現力の向上をもって社会生活の拡大を図ることを目的とする事業です。開始の届出ですが、この届出書にありますように、デイケア事業体験利用申請書、本人用デイケア事業参加申請書、保護者用デイケア事業参加依頼書です。個人情報につきましては、届出書の内容欄に記載されているとおり、参加者本人の住所、氏名、生年月日等と、保護者の住所、氏名、年齢等となっております。収集方法については、御本人から随時行っておりまして、電算入力はいたしません。届出状況については以上です。

【会 長】

ただいま事務局から説明がありました。今報告にありましたように、市内の井戸の所有者名簿の届出については、諮問事項の諮問第8号にて一括審議させていただきますので、ここでは、精神障害者デイケア事業3件について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

【村岡委員】

精神障害者対象のデイケア事業が、小金井市においても努力されて、実施できるようになったという事は非常にうれしいことと思います。運用上の問題で、個人情報に限ってですが、もしかしたら、何か困ったことが起こるかもしれませんので、私の意見として聞いていただければよろしいのですが、対象者が在宅の回復途上にある精神障害者ということですので、ある程度自分からデイケアに参加が可能な方と思われるのですが、場合によっては、こういう方がアパートでひとり暮らしで家族とは離れて保健所とか保健センターの支援も受けながら生活していらっしゃることもあるかもしれません。そういう方が参加を希望して、保護者用の依頼書がとれない場合はどのような扱いとなるのですか。こういう事例があった場合のことを検討されているかどうかをお伺いいたします。

【田中健康課長補佐】

ただいまの御質問にありました、おひとり暮らしの場合は保護者用参加依頼書が提出できないのではないかとということですが、おひとり暮らしの場合は保護者用参加依頼書は必要としないと考えております。あくまでも、同居されている御家族がいらっしゃる場合についてお願いしたいと考えております。

【村岡委員】

分かりました。

【会 長】

他に何かありますか。

特にないようでしたら、これを了承したいと思います。

次の諮問事項4件についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問について御説明いたします。今回の諮問は、諮問第6号から第9号までの4件となっております。諮問第6号は道路交通法改正による原動機付自転車に係る使用者情報の外部提供についてです。駐車違反の関係で、改正道路交通法が6月1日に施行されまして、道路交通法第51条の5（報告徴収等）第2項により「公安委員会が駐車違反に対する放置違反金の徴収に係わり必要があると認めたときは、官庁、公共団体、その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。」とされました。今回はこの件について回答することについての諮問です。担当課は市民税課です。諮問書の2ページ、（変更点）変更後の(5)に記載されているように、改正道路交通法第51条の5第2項による照会について、原動機付自転車の所有者情報の提供をするように取扱いを変更するものです。なお、改正道路交通法の条文については、3ページから5ページにも掲載されていますが、今回の諮問にかかわる部分は、3ページ下線部分第51条の4第4項「前項の規定（第3項 警察署長は、第1項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。）による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第1項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付され

た場合は、この限りでない。」と5ページ第51条の5第2項「公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。」です。提供する個人情報の内容は、原動機付自転車の使用者の氏名、住所、電話番号等で、外部提供する機関は、都道府県の公安委員会で、提供する課は市民税課となっております。以上です。

【会 長】

ただいまの説明に関して御意見、御質問がありましたらお受けいたします。

【本荘委員】

基本的なことでは恐縮ですが、9ページの総務省の通知の性格について伺いたいのですが、確か平成11年の地方自治法改正で国は通達により自治体に関与できないとなっていたかと思うのですが、正確なところをお教えいただきたいのですが。

【総務課長】

基本的にこれは通達というよりは、総務省としての法令の解釈、取扱いについての見解で、市町村はこれを参考にしながら独自に判断するという性格のもので、私どもがこの件を審議会に諮問しているのは、改正に基づいて提供するものが適当ではないかとの判断があつて、その上で、審議会に諮問した上で、その結果に従う形を考えてのものです。

【本荘委員】

基本的には自治体が独自に判断し、もし万が一支障が生じた場合は、各自治体の責任で処理をするということによろしいのでしょうか。

【総務課長】

基本的には、法律に基づいた解釈の問題については、総務省の見解そのものが示された中で、一定の判断の基準となります。拘束力はありません。ただ、見解としての重みはあると思います。

【会 長】

よろしいでしょうか。他に何かありますか。

【望月委員】

参考にお尋ねしたいのですが、今回の照会は任意規定ということですが、前回、審議会です承し、現在、提供する形で処理が行われている2ページ(2)警察署からの刑事訴訟法第197条第2項による照会 (3)裁判所からの刑事訴訟法第279条による照会についても任意規定だったのでしょうか。

【総務課長】

基本的には(2)について、これは捜査段階での情報についてですが、内閣の方で委員に対する答弁書の中で、回答については義務であるという形で政府の答弁書が一昨年閣議決定されて、それに基づきまして、総務省から通知があります。前回も、解釈の重みを理解した上で、従前は「任意規定で提供はしない。」という扱いを内閣の法解釈が明確にされたことに伴って、私どもについても提供するよう取扱いを変えたという経過があります。(3)については、従前から義務的規定があるということで、提供をする扱いをしてきたという経過があります。

【望月委員】

ありがとうございました。

【会 長】

他にありますでしょうか。

【峯村委員】

日常的な個人情報の回答の方法なのですが、取決めがあるのでしょうか。例えば電話で答えるとか、来て見るとか、もしあれば、お答えいただきたいのですが。

【信岡市民税課諸税係主事】

お問い合わせがあった場合は、電話ですと、一端切りまして、折返し連絡する形にしております。その場では即答はしておりません。文書での照会の場合も、起案し、決裁を終えてから回答する形をとっております。

【峰村委員】

例えば緊急を要する場合、ファクシミリによる照会などに緊急で応じなければならぬというような場合が開庁時間外にあるのでしょうか。

【信岡市民税課諸税係主事】

今のところ、緊急に回答しなければならないということはありません。

【峯村委員】

分かりました。

【会 長】

市の当局に当たっては常に確認を十分にさせていただきたいと思っております。他にありませんでしたら、これを了承したいと思えます。それでは、次の諮問事項に移ります。事務局お願いいたします。

【総務課長】

諮問書の11ページを御覧ください。諮問第7号は「武蔵小金井駅南口再開発

事業に係る課税台帳の外部提供について」です。これも、条例第12条第2項第4号の外部提供関係です。課税台帳とは、固定資産税の課税台帳です。南口再開発事業のこれまでの経過については、12ページ上に概略が掲載されてありますが、駅前の現状については御存知のとおり第1地区については、既に事業決定して、着工されております。第1地区、第2地区という言葉が出てきますが、これについては、20ページの事業区域図を御覧いただくと、北側に第1地区、南側に第2地区と示されております。第2地区については、小金井市としては、独立行政法人都市再生機構を施工者として事業を進める計画です。13ページに都市再生機構からの依頼文書がありますが、都市再生機構がこの第2地区の事業化を検討するに当たり、施工予定地以内の土地及び家屋の平成18年度の評価額を必要とするもので、これらの情報を都市再生機構へ提供しようとするものであります。都市再生機構は、これらの情報をもとに事業全体の採算性とか、資金計画を検討した上で、また、この地区内にお住まいの方々の権利者の再開発後に現状の生活を維持できるかどうかのシミュレーションを行った上で、事業化できるかの判断を行うというものです。提供する個人情報の内容は、地区内の地番に係る土地と家屋評価額で、目的外利用させる課は資産税課ということになっております。この諮問については以上です。

【会 長】

ただいま、諮問事項の第7号について事務局から御説明をいただきました。土地及び家屋課税台帳は、市民部資産税課に保管してあるもので、これを独立行政法人都市再生機構に外部提供をさせることの案件ですが、御質問、御意見がありましたらお受けします。

【白石委員】

この再開発事業の全体にかかる経緯等については、全く存じ上げておりませんので、示されているものについて、一般的な質問をしたいと思いますが、本人通知のところで、本人通知をしないとあり、その理由が、業務遂行上支障がある場合ということになっておりますが、ここの理由がよく分かりません。13ページで、言葉尻をとらえるわけではないのですが、本文の3段落目、「この度、標記について、詳細の検討を進めるため、貴市所有の資料が必要となりました。」とありますが、個人情報本来市民自身のところにあるのが原則なのに、保管とか管理という表現なら分かりますが、所有という表現を用いる発想が、なおかつ本人に通知をしないという考え方につながるのかなと思われまます。本人に承諾を求

めるものでもなく、通知すらしないというのは、どういうことなのか。個人情報の基本原則からすると、理解ができないところなので、御説明をいただきたいと思います。

【会 長】

担当課、お願いいたします。

【大久保再開発課主査】

本人に知らせることで、行政運営上著しい支障が生じることが想定されるため、このような形とさせていただきました。

【白石委員】

12ページの「1 主な経過」の欄に(6)平成14年9月27日 武蔵小金井駅南口地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定（第2地区の地区計画を含む）とありますから、道筋はできているのですよね。なかには、地権者全員が賛成ではないということもあるかもしれませんが、やはり、行政執行する上で、透明性を担保していかないと、おかしいのではないかと思います。再開発事業を進めるに当たり、どうしても一番基本である固定資産の状況を把握して、更に見通しをつけますということすらできないということは、何か不自然かなと思います。あまりこれ以上追求はしたくはないのですが、もう少し明解に御説明いただきたいと思います。

【会 長】

白石委員からの御意見ですが、特に事務局から何か御説明いただけますか、それとも意見として伺っておくという形にいたしますか。

【仮野委員】

白石委員の質問に付け加えて、市役所側が説明しやすいように質問いたします。第1地区についても、課税台帳の外部提供は既に行われたはずなので、その経過を説明してほしいということと、この際、本人通知はどのようにされたのでしょうか。

【会 長】

これは事実経過ですので、担当課から説明をお願いいたします。

【大久保再開発課主査】

第1地区の場合は、地権者を対象に意向調査を直接行って、かなり細かいところまで聴き取り調査を行いまして、事業化を検討する資料としたようです。

【仮野委員】

もう少し明確にお答えください。課税台帳の外部提供は第1地区については行ったのですか。

【会 長】

その時期はいつなのですか。何年の何月頃でしたか。

【小沼資産税課長】

前回、第1地区につきましては、平成17年6月23日付けで市長あてに同様の依頼がございまして、その後、外部提供ということで、平成17年7月20日の審議会で諮問し、7月22日に答申をいただき、情報提供させていただいております。

【仮野委員】

そのとき、本人通知はどのようにされたのでしょうか。

【小沼資産税課長】

私どもといたしましては、審議会から答申をいただき、都市再生機構に情報提供し、その後、都市再生機構の方で本人にどのようにしたかは関知はしておりません。

【仮野委員】

分かりました。さて、第1地区と比較し、第2地区には住んでいる人が多い。とするならば、それぞれの生活にかかわっているわけですから、本人には、このような評価額等の資料を提供しますという連絡をした方がよいのではないのでしょうか。しない方がよいと判断する根拠は。個人情報保護条例施行規則第6条第1項第4号に該当すると確認できればよいのですが。

【会 長】

総務課長、お願いいたします。

【総務課長】

資産税課長のお答えした内容について若干訂正をさせていただきます。昨年、諮問し、答申をいただいたものは、第1地区の権利者の補償に関する照会で、今回のような事業化を決定する段階での諮問と答申ではありません。前回は具体的な権利を補償するための手続に入るための資料のことで、事業化決定をしていく前の時点は、先ほど再開発の担当が申し上げたとおり、当初、施工者名は都市基盤整備公団でしたが、それが、駅前には権利者が少ないという事情も含めて、かなり具体的に個々に聴き取りの調査を行った上で、事業採算性の問題について

検討したという経過があると聴いております。その時点、事業決定段階では、課税台帳についての個人情報の提供は、都市再生機構に対して市からは行っておりません。先ほど資産税課長が申しあげましたのは、権利の補償の段階に入っていて、個々の評価額についての提供となっています。今回の第2地区につきましては、該当の方が、地権者、借地権者で100人を超え、実際にお住まいで、家を借りている方も含むと、300人程度となります。これについては、都市再生機構が事業化決定をしていく事前の調査ですので、この段階では本人への通知はこのような扱いでもやむを得ないのかと考えております。

【峰村委員】

今のお話に対してですが、個人情報の目的外利用というのは、厳密にいうと、本人の同意が必要だと思えます。例えば今のお話のように対象者が多い場合は、周知知らしめるような方法を選択すればよいと思えます。法令の目的外利用とは別で、個人の情報を提供するわけですよ。だとすればやはり、私の意見としては本人同意は必要だと思えます。

【会 長】

事業化にかかわる目的外利用については、特別な配慮が必要だとの御意見でした。事務局から何かありますでしょうか。

【仮野委員】

それでは関連質問です。11ページ個人情報の目的外利用等についての諮問書の最下欄本人通知なしの根拠は、個人情報保護条例施行規則第6条第1項第4号と記載されています。このあとに記載されている文章「本人に知らせることにより、業務の目的の達成や行政執行に著しい支障が生ずる場合で、職務執行上通知しないことが正当と認める場合」はこの規則の文言ですか。

【総務課長】

こちらに記載されている文言はこの規則の文言ではございません。

【仮野委員】

規則の文言を正確に読んでください。

【総務課長】

規則では、「条例第12条第2項第4号の規定に該当する場合で、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当と認められるとき」となっています。

【仮野委員】

これは、審議会の意見を聴くという文言が抜けているのはどうしてですか。

我々審議会が存在している意味がないではないですか。この書き方だと本人に知らせると問題が生じると読み取れます。先ほどの話では、地権者も多いし、権利者も多いし、入り組んでいてややこしいから、へたに知らせると大騒ぎになる。だからこの際知らせないでおこう、と聞き取れます。本来、この目的は、権利者の生活再建策を策定するという前向きなものなわけですから、堂々に行えばよろしいのではないかという気がします。

【本荘委員】

いずれにせよ、この会議の議事録は閲覧が自由にできるわけですよ。であれば、なおさら、本人に通知しないことの意味が分からないのですが。

【仮野委員】

逆に言えば、現段階で、非常に微妙かつ複雑な問題が山積してあるので、今回の事業化決定前の措置は、生活再建のための策を練るものでもあるので、ここは本人通知なしで進めさせてもらいたいが、事業化が決定後には本人通知をするなどの姿勢を我々に示してもらわないと。いきなり本人通知なしでは、審議会の意見を聴くという規則がある以上、我々は「はい、そうですか。」とは言えないのです。

【会 長】

委員会に担保をされたような役目を我々が、このとおりだといきなり負うことになりますしね。

【仮野委員】

「審議会の意見を聴いた上で」という言葉を大事に考えてもらいたいのです。

【会 長】

そうですね。それでは、仮野委員の意見を受けてですね、どういう御提案をされるかをお答えいただいた方が議事を進めやすいと思いますが。

【総務課長】

分かりました。今御議論いただき、御指摘いただいた内容については、私どもとしては、今すぐに結論が出せませんので、この件については、いったん保留とさせていただきますして、都市再生機構と担当課と含めてあらかじめ、もう一度きちんと協議して一定の方向性を出した上で、改めて次回に諮問させていただくという形で行いたいと思います。申し訳ございませんでした。

【会 長】

総務課長からの総括的なお答えについて、御意見等がありましたら、お願いい

たします。

【峯村委員】

本人通知をした場合に、具体的にこのようなリスクがある等、我々が判断できる材料を御提示いただけるようお願いいたします。

【本荘委員】

もちろん、次回の審議会までの間に、情報提供はしないと考えるよろしいですか。

【総務課長】

はい。

【会 長】

それでは、先ほどの総務課長の御提案がありましたように、審議会の意見を尊重しまして、提供先とも協議をいたしまして、次回の本審議会で再提案をすることで承諾ということよろしいですか。それでは、次の諮問第8号について、説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書の22ページをお開きください。井戸水調査共同事業に係る小金井市環境市民会議との業務提携です。これは、先ほどの届出の報告で保留した部分もありますので、それを先に御説明いたします。小金井市個人情報保有等届出状況報告書の3ページを御覧ください。届出番号39-79井戸水調査共同事業に係る市内の井戸の所有者名簿で、担当は環境政策課です。小金井市の地下水や湧水を保全するために、市内の井戸の水位を定期的に計測して、地下水、湧水の観察やモニタリングを行うものです。調査については、小金井市と環境市民会議が共同して行うもので、具体的には、環境市民会議の会員が、井戸の所有者宅を月に1回訪問し、水位を計測するものです。開始の届出は、市内の井戸の所有者名簿で、個人情報の記録項目は、調査対象となる市内の井戸の所有者の氏名、住所、電話番号で、収集は本人から随時行います。電算入力を行わず、継続的に委託処理ということになります。次に諮問ですが、この調査については、小金井市環境市民会議と業務提携して実施するために一部委託処理という形で諮問させていただいています。受託者の条件は、諮問書22ページ個人情報事務処理の委託に係る諮問事項の中で守秘義務、罰則の適用等8項目の条件を付しております。なお、この業務提携の実施に当たっては、調査に当たる市民会議の会員から23ページにある誓約書を提出していただくということと、小金井市と市民会議との間では、

24ページにあるような申し合わせ事項を取り交わすことにより、個人情報の保護を徹底していきたいと考えているものです。以上です。

【会 長】

諮問第8号について、報告と合わせて説明がありました。本件は、小金井市環境市民会議という市民参加の共同事業にかかわる契約事項です。御意見、御質問がありましたらお受けします。

【仮野委員】

このような活動は非常に良い試みだと思いながら伺っていましたが、1点質問します。小金井市環境市民会議とはどのような組織なのでしょうか。

【深澤環境政策課長】

今回の井戸水の調査というのは、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例が平成16年3月の市議会で可決されまして、昨年10月に施行されました。この条例の中で、地下水の水位、水質、流れと湧水の現況を把握するという規定があります。また、条例第8条により、地下水保全会議という専門家会議を設けて実施していますが、その中で、地下水、湧水の現状を把握すべきだとの御意見もいただいております。それらを受けて、今回地下水調査の実施を計画するに至ったものです。また、実施するに当たっては、市民への周知が大切です。環境保全となると、行政だけでなく、市民に携わっていただくことが非常に大切なことで、その前段で、環境市民会議というものがあります。これは、小金井市環境基本条例を設けていて、その第27条に市民、事業者等は、積極的に環境保全等の活動をするための組織として、小金井市環境市民会議を置くことができるという規定があり、これに基づき、市民、事業者、市の職員等も加入することができる、市民と協働という形で、条例の中で設置を位置付けられている団体です。以上です。

【会 長】

これは住民という規定ですか。市民ですか。

【深澤環境政策課長】

市民です。

【仮野委員】

よく分かりました。これは純粋な民間団体ではないのですね。

【深澤環境政策課長】

条例に基づき設置ができるというものです。

【仮野委員】

市民主導の実施団体ということですね。

【深澤環境政策課長】

先ほど申しましたとおり、環境保全というのは、行政だけではなくて、市民との協働が前提になります。その部分で条例にきちんと位置付けられた団体が活動していくものです。市の業務を補完をしていくことを位置付けているというものです。

【仮野委員】

ちなみに、代表はどなたですか。

【深澤環境政策課長】

市民の平井さんという方です。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

直接的な経費負担というものも条例に基づいて行われているのですか。

【深澤環境政策課長】

今年度の予算の中では、この調査委託に関しては、予算計上しておりません。これについては、環境市民会議の予算の中で行うということになっております。環境市民会議自体は、会費制をとっていて、年3,000円の会費制で、会員は59人。その中の予算で運営していくということになっております。それともう一つ、市民環境講座、環境フォーラム等、市の主催で、市民会議は市の業務を補完する立場として共同で実施してきた事業がありましたが、今年度から、環境市民会議にすべて補助金を出して、それによって、環境市民会議主導で実施する形に変更いたしました。この補助金と会費で賄うという形ですが、今回の地下水の調査については、市の補助金の対象経費には当てはめてございません。ただ、今後この事業を続けていく上で、共同で実施しながらも、必要が生じれば、何らかの形で費用を負担していくことも行政として必要かと考えているところです。

【村岡委員】

市民参加というのは意義があることだと思っておりますが、ふたつお聞きしたいことがあります。実際に保有されている情報によると、井戸が小金井市内にはいくつくらいあるかということと、小金井市に登録していない井戸が混在しているのか、例えば、農業用水のための井戸については、届出義務があるのかどうか

を教えてくださいたいと思います。

【深澤環境政策課長】

はっきり申しまして、正確には把握しておりません。防災関係の井戸として登録をいただいている井戸がありますが、それは35本でございます。それ以外に防災井戸として登録していない井戸もあります。今回の調査は、井戸に紐をた라서水位を調査する形になるのですが、てこみ井戸など、管に接続されている形のもの、測定が不可能になります。市の方で現地調査をしまして、測定ができる井戸を探しながら、名簿を作っていきたいと思っております。また、大学や研究機関等でも井戸の調査をしていますので、その結果も活用できるものは、関係機関と調整しながら進めていきたいと考えております。今、現時点では、調査が可能な井戸の本数は把握できていません。

【会 長】

よろしいですか。他に特になければ、これを承認いたします。
それでは、次の諮問第9号の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第9号小金井市東児童館業務委託の諮問です。委託の内容は、東児童館で実施するすべての事業について業者に業務委託するというものです。この業務委託を契機といたしまして、乳幼児活動の充実、開館時間の延長等サービスの充実という方向性をもっています。受託者の条件といたしまして、諮問書25ページに記載されているように、守秘義務、違反への罰則から始まり、10項目の条件を付しております。委託処理する個人情報記録項目は28ページ、従前から届けが出ている個人情報の記録項目ですが、これについて委託することです。26ページから30ページまでは、業務委託の仕様書、個人情報の特記事項を備え、個人情報保護を図っていきたいと考えているものです。以上です。

【会 長】

諮問第9号についての事務局からの説明でした。御質問があればお受けいたします。

【本荘委員】

28ページの個人情報記録項目一覧の中で、児童館相談カードがありますが、かなり踏み込んだ個人情報に該当すると思っておりますが、ちなみにこういった相談を担当する職員には専門性が要求されると思うのですが、受託業者の方で専門要員を配置するような契約になっているのでしょうか。

【小野内児童青少年課長】

今回の相談事業については、乳幼児活動の充実を図り、従来、職員が対応していた簡単な育児相談の他に専門相談を月2回実施の予定です。現在、子ども家庭支援センターでも行っている相談に準じた形で、言語聴覚士、臨床心理士、助産師等の資格保有者が配置されるように条件を付けております。

【会 長】

この件について、他に御意見、御質問がありますか。

【望月委員】

児童館の業務委託は今回が初めての実施でしょうか。また、今後他の児童館も同様な委託がされる予定なのでしょうか。

【小野内児童青少年課長】

小金井市では初めてです。このいきさつというのは、児童館運営審議会が設置されていまして、2年ほど前に市長が児童館の業務運営の簡素効率化について当審議会に諮問をいたしました。その答申の中で、当面、1館委託という答申がありまして、今回は初めての例となります。今後検証いたしまして、委託について考えていきたいと思っております。

【会 長】

他に御意見、御質問ありますか。ないようなので、これを了承いたします。それでは、議題4「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

前回、本荘委員から不法滞在の外国人の扱いについて御質問があった件ですが、担当課に照会し、回答された内容について、私の方から御報告いたします。今回資料が2枚目、3枚目に添付してあります。法務省から「外国人登録事務取扱要領の改正について」の通知と、「外国人登録事務取扱要領6 退去強制事由該当容疑者の通報」で、入国管理局長の通知、取扱いについてのマニュアルで、参考までに付けてあります。具体的な取扱いについては、本荘委員の御指摘のとおりで、「在留資格なし」として、申請があったときは通知しております。この中で、下から3行目の但書の中で、証明書の調整（新規発行、再発行や切替え等）を依頼する場合は「在留資格なし」で通知いたしますので、そのような場合は改めて別途通報することはしなくてよいという市民課から回答を得ましたので、御報告します。

【本荘委員】

通知はなされていて、入管は把握している、ということですね。

【総務課長】

そうです。

【会 長】

委員の御了解も得たので、この件を了承いたします。第2番目の案件です。

【総務課長】

これは、本審議会会議録の市ホームページでの掲載についてです。現状では会議録は、ここで御確認をいただいた上で、情報公開コーナー等で一般の閲覧に供する形で公開しております。他の審議会についても、ホームページでの公開について検討がなされているところですが、特に情報公開、個人情報を主管する事務局としては、率先してホームページに内容を公開していくことを考えております。御了解がいただければ、本日御確認いただいた平成18年度第1回審議会から公開していきたいと思っております。ただ、当面は、第一歩として、会議録のみの公開で、配布資料の掲載については、将来的な検討課題として考えていきたいと思っております。

【会 長】

ただいま、事務局から予定ということでの御意見がありました。議事録の公開は承認しておりますが、インターネットによる公開は全世界に公開することになりますので、句読点も含め、原稿について、十分に確認し、納得した上で、最終原稿とみなすこととなりますが、改めて、再認識した上で、御了解いただけますでしょうか。もう一度、私の方からお諮りいたします。

【仮野委員】

基本的には賛成です。行政側に公開を勧めてきた立場の私共が公開しないわけにはいかないと思っております。ホームページに公開する会議録はどのような作り方をするのか、そのまま公開するのか、要約するか、また、発言者名はどのような表記になるかを教えてください。

【総務課長】

基本的には、審議会委員のお名前、発言の内容については、現状そのまま掲載させていただく予定です。お手元にある、本日御承認いただいた会議録をそのまま掲載し、加工や要約ということは考えておりません。

【会 長】

東京都の審議会でも、会場の雰囲気や臨場感あふれる会議録として、2時間、3時間にも渡ると、膨大な文章となります。会場に居合わせない人がその流れ、雰囲気を抜きにして、我々の一言一句を客観的に読み取る、文字が文字として一人歩きをすることになることがインターネットによる公開だと私は自覚しております。市の提案は、本日我々が承認いたしました本年度第1回目の会議録からそのままインターネットに掲載するというので、改めて御意見をお願いいたします。

【白石委員】

私は賛成です。やはり、私たち審議会委員が注目されることも、全体のレベルを上げる上では必要で、自分の発言には責任をもっていきたいと考えております。ただ、実際には、こういう場での発言は、行きつ戻りつがあるわけで、今までもそうですが、一定の精査がされてから送っていただいているわけで、我々もあの時に使った表現が厳密にいうと間違っていたので、修正したいというようなことも含めて整理していただきたいということと、改ざん等をされないためには、PDF等データそのものを貼り付ける形にすることは必要だと思います。

【総務課長】

白石委員の御指摘のとおり、一定の文脈、発言の内容等を整理して、個々の委員の御発言の趣旨が委員の趣旨に沿ったものかどうかは、事前に委員全員に会議録をお配りして御確認をいただいているという、現状のやり方で行っていきたいと思っております。

【仮野委員】

テープを聴きながら会議録を作成していく上で、省略、整理は必要と思いますが、我々の主張したかったことが正確に伝わるようにして欲しいと思います。

【総務課長】

事前に会議録をお配りしてチェックをしていただいて、という従前からの方法で各委員の発言の趣旨との違いを修正していく方法をとらせていただきたいと思っております。

【会 長】

小金井市では、すべての審議会で足並み揃えて公開をするのですか。あるいは、この審議会が、情報にかかわる機関的な審議会の一つなので、特に率先垂範して、公開する形をとるのか、どういうスケジュールなのか。

【総務課長】

全体の審議会については、その重要性や委員の構成、頻度などに基づきまして、審議会を担当する主管課で個別に判断をしているというのが現状でして、この審議会については、発言の内容についての御議論を踏まえた上で、率先して公開していく形をとるつもりです。

【仮野委員】

ある意味では、私は気付かなかったけれども、遅かったかもしれませんね。

【総務課長】

小金井市のホームページの容量の問題とか、昨年度から各課でかなり自由に活用が可能になったという技術的な問題もありまして、今回に至りました。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

今年度の第1回についてからホームページを公開する件について承諾してよろしいでしょうか。では、これを承諾することといたします。事務局は、ただ今のやりとりを正確に、忠実に事務執行を行っていただきたいと会長からお願いいたします。よろしくお願いいたします。それでは、次の「その他 第3」に移ります。

【総務課長】

説明いたします。これは、情報公開条例、個人情報保護条例の一部改正について、前回の審議会で、経過を御説明いたしました。8月1日から施行規則の改正について資料を付けたものです。別表第2で指定管理者についての読替規定を定めているもので、第12条関係では、指定管理者の情報公開請求の決定期限を14日間で定めさせていただきました。また、指定管理者に指定している5団体に対して、改正された市の情報公開、個人情報保護についての基本的な考え方の説明会を7月14日に行いました。団体の中では、情報公開、個人情報の要綱などを市の指導に基づき独自に作成しているところも多いのですが、改めて御説明し、協力して、情報公開、個人情報保護に努めていきたいということで確認をさせていただきました。

この件については以上です。

【仮野委員】

読み替えたのは、回答期限のことですか。これは読替えであって、改正ではな

いのですか。

【総務課長】

新旧対照表の中の、第19条第4項において、「第1項の規定による準用について必要な読み替えは、規則で定める。」として、規則に委任しているため、可能となるものです。この期間延長については、清里にある指定管理者への情報公開請求を想定したものです。

【仮野委員】

清里はそんなに遠いでしょうか。

【総務課長】

ファクシミリだけのやりとりが可能かどうかは判断できませんので。

【仮野委員】

読替えの意味は分かりました。

【会 長】

御質問この件についてはありませんか。なければ、次の案件についてお願いします。

【総務課長】

情報公開と個人情報について、毎年報告している運用状況について本日お配りしていますので、のちほど読んでいただいて、何か、御意見等あれば、次回等にお伺いしたいということで、御報告いたします。

【会 長】

この資料の23、24ページに皆さんに関係した委員名簿も記載されておりますので、念のため、御確認ください。

【本荘委員】

小金井市の場合は、全国的に情報の公開率が高いと思うのですが、非公開の場合の決裁を市長決裁としているのでしょうか。

【総務課長】

基本的には、市長まで決裁を受けることは考えていません。公開、非公開の決裁は課長決裁が通常です。

【会 長】

よろしいですか。それでは、次回の日程ですが、事務局案は、10月20日（金）となっておりますが、いかがですか。

【白石委員】

先ほどの再開発事業関連の案件もありますので、通常より日程を前倒しにした方がよろしいのではないですか。

【仮野委員】

私もそれが気になっていました。

【総務課長】

再開発課にも確認いたしまして、この時期でも可能だということです。

【会 長】

それでは、次回審議会は、10月20日（金）午後6時から当801会議室にて行います。よろしく願いいたします。

これをもちまして、情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。御苦勞様でございました。